

平成十七年七月八日受領  
答弁第九二二号

内閣衆質一六二第九二号

平成十七年七月八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 細田博之

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員田中慶秋君提出社会福祉制度悪用への対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中慶秋君提出社会福祉制度悪用への対策に関する質問に対する答弁書

生活保護等の社会福祉制度については、福祉事務所等において、生活保護費の受給要件等の審査を生活保護費の支給等の決定時だけでなくその後も必要に応じて行うなど、不正な受給等が行われることのないよう努めるとともに、不正な受給等が疑われる場合には、必要に応じて警察等と連携を図っているところである。

このため、お尋ねの「特別司法警察職員などに権限を与え、社会福祉制度の悪用を取り締まれるように」することは考えていないが、今後とも、社会福祉制度の適切な運用に努めてまいりたい。